

12：直接経費の使用内訳の変更

科学研究費補助金取扱規程		科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	合は記載内容
<p>3-2 研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付する直接経費の総額の30%（この額が300万円に満たない場合は、300万円）を限度として変更することができるが、この額を超えて変更しようとする場合には、様式C-4「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。</p>	<p>（記載なし）</p>	<p>○ 経費の使用内訳の変更 研究の進展に応じ、次のような変更を自由に行えます 経費の使用内訳の変更（各費目（物品費、旅費、謝金等、その他）のそれぞれについて、直接経費の「総額の30%」（この額が300万円に満たない場合は、300万円）の範囲内で、自由に変更できます） ○ 使用内訳の大幅な変更 手続を経て、各費目の額を、直接経費の「総額の30%」（この額が300万円に満たない場合は、300万円）を超えて変更できます</p>

13：補助事業の廃止

科学研究費補助金取扱規程		科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	
<p>3-3 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-5「研究廃止承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究報告書）（研究実績報告書）」（研究分担者に分担金を配分した研究代表者においては、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」及び様式C-7-2「研究組織登録票」）により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。</p>	<p>3-2 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-5-1「研究廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。</p>	<p>その他のルールについては、「補助条件」を参照してください ・研究の廃止の手続</p>

15：研究代表者の応募資格の喪失

科学研究費補助金取扱規程		科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	
<p>3-5 研究代表者は、応募資格を有しなくなる場合（補助金の交付を受ける年度において、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる場合を含む。）には、「3-3」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。</p> <p>3-6 応募資格を有しなくなる研究代表者が、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。</p> <p>3-7 研究代表者が欠けた場合に、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）して補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者は、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。</p>	<p>3-4 研究代表者は、日本学術振興会の外国人特別研究員の「受入研究者」という研究代表者としての応募資格を有しなくなる場合（補助金の交付を受ける年度において、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる場合を含む。）には、「3-2」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。</p> <p>3-5 応募資格を有しなくなる研究代表者が、研究代表者及び「受入研究者」の交替により補助事業の継続を希望する場合には、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p> <p>3-6 研究代表者が欠けた場合に、研究分担者が、研究代表者及び「受入研究者」を交替して補助事業の継続を希望する場合には、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p>	<p>科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）</p> <p>科研費による研究を連続して6ヶ月を超えて行えなくなる場合(海外留学、出向など)には、その研究を継続することはできません。</p>

16：研究代表者の交替

科学研究費補助金取扱規程		
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
<p>3-8 研究代表者が、応募資格の喪失以外の事由により、研究代表者を交替しようとする場合（補助事業の研究分担者に交替しようとする場合に限る。）には、新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。</p> <p>研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、文部科学大臣に届け出なければならない。</p>	<p>3-7 研究代表者が、応募資格の喪失以外の事由により、研究代表者及び「受入研究者」を交替しようとする場合には、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p>	<p>次のことについても、手続を経て変更を行えます</p> <p>○ 研究代表者の交替手続を経て、研究代表者の交替を行うことができます</p>

17：【研究分担者の変更】（学振研究者使用ルールでは【研究分担者の応募資格の喪失】）

科学学研究費補助金取扱規程		科研究費ハンドブックでの記載の有無（有の場合）は記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	
<p>3-9 研究代表者は、研究分担者が応募資格を有しなくなる場合（補助金の交付を受ける年度において、研究分担者が、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる場合を含む。）又は研究分担者を変更する場合（補助金の交付を受け、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる場合を含む。）には、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。</p> <p>3-10 研究代表者は、前項の変更において、研究分担者を新たに加える場合には、様式C-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式C-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を徴し、これを保管しなければならない。</p>	<p>3-8 研究代表者は、研究分担者が日本学術振興会の外国人特別研究員という研究分担者としての応募資格を有しなくなる場合（補助金の交付を受ける年度において、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる場合を含む。）には、「3-2」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。</p> <p>3-9 応募資格を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関に「平成18年度科学研究費補助金（基盤研究、萌芽研究、若手研究）公募要領」及び「平成18年度科学研究費補助金公募要領（若手研究（スタートアップ）」に定め、応募資格を有する研究者となる場合である。当該研究分担者が当該年度の補助金の使用を希望する場合には、研究代表者は、式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p> <p>3-10 応募資格を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関以外の研究機関に「平成18年度科学研究費補助金（基盤研究、萌芽研究、若手研究）公募要領」及び「平成18年度科学研究費</p>	<p>次のことについても、手続を経て変更を行います ○研究分担者の変更 手続を経て、研究分担者の追加・交替・削除を行うことができます</p>

	<p>補助金公募要領（若手研究（スタートアップ））」に定める応募資格を有する研究者となる場合であって、当該研究分担者が当該年度の補助金の使用を希望する場合には、 研究代表者は、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p>	
--	---	--

18：育児休業等による中断

科学研究費補助金取扱規程		科研究費ハンドブックでの記載の有無 (有の場合 は記載内容)
文科省研究者使用ルール (補助条件) (平成18年度)	学振研究者使用ルール (補助条件) (平成18年度)	
<p>3-11 研究代表者は、産前産後の休暇又は育児休業 (以下「育児休業等」という。) を取得する場合に、年度途中で補助事業を廃止し、翌年度の育児休業等の終了後に補助金の再交付を希望する場合には、育児休業等を取得する前に、様式C-13「研究中断承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止の時までの補助事業について、廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに様式C-6 実績報告書収支決算報告書及び様式C-7-1 実績報告書、「()」「(研究実績報告書)」(研究分担者に分担当金を配分した研究代表者にあっては、様式C-6「実績報告書 (収支決算報告書)」、様式C-7-1「実績報告書 (研究実績報告書)」及び様式C-7-2「研究組織登録票)」により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない (同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される)。</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>次のことについても、手続を経て変更を行います ○育児休業等による研究の中断 育児休業等 (産前産後の休暇、育児休業) を取得する場合には、手続を経て、研究の中断・再開(年度途中で研究をいったん廃止し、翌年度の育児休業等の終了後に、補助金の再交付を受けて研究を再開すること)ができます</p>

19：計画外の分担金配分

科学研究費補助金取扱規程		学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）		
3-12 直接経費を研究分担者に配分しない計画として交付申請が行われた補助事業に関し、研究分担者に分担金を配分しなければ当該補助事業の遂行について極めて大きな支障が生じることが明らかになったために、研究分担者への分担金の配分を希望する場合には、研究代表者は、様式C-14「分担金配分承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。	(記載なし)	次のことについても、手続を経て変更を行います ○ 計画外の分担金配分 補助金を研究分担者に配分しない計画としていたものであっても、手続を経て、異なる研究機関に所属する研究分担者への分担金の配分を行うことができます	

20：軽微な変更

科学研究費補助金取扱規程		学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）		
3-13 「役割分担等」、「直接経費（分担金の研究者別内訳）」、「本年度の研究実施計画」及び「主要な設備品の内訳」の各欄の記載事項は、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができるが、補助事業の目的は変更してはならない。	3-11 「直接経費の費目別内訳」、「役割分担等」、「本年度の研究実施計画」及び「主要な設備品の内訳」の各欄の記載事項は、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができるが、補助事業の目的は変更してはならない。	研究の進展に応じ、次のような変更を自由に行えます 交付申請書に記載された次の事項の変更 「役割分担等」、「直接経費（分担金の研究者別内訳）」（分担金の額の変更）、「本年度の研究実施計画」、「主要な設備品の内訳」	

21：設備等の取扱

科学研究費補助金取扱規程		科学研究費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	
<p>4-1 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書にあっては、研究上の支障がなくなる時に）、研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関に寄付しなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合は、研究代表者は、様式C-15「寄付延期承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得て、寄付を延期することができる。</p>	<p>4-1 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備、備品又は図書（5万円以上のものに限る）を、購入後直ちに研究機関に寄付しなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合には、研究分担者が、独立行政法人日本学術振興会の外国人特別研究員という研究分担者としての資格を有しなくなると、研究機関への寄付を行わないことができる。</p>	<p>「科研費で購入した設備等」や「間接経費」は、研究者から所属研究機関に譲渡されています</p>

22：利子の取扱

科学研究費補助金取扱規程		科学研究費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	
<p>4-2 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子を、補助事業の遂行に使用し、又は所属する研究機関に譲渡しなければならない。</p>	<p>4-2 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子を、補助事業の遂行に使用し、又は所属する研究機関に譲渡しなければならない。</p>	<p>その他のルールについては、「補助条件」を参照してください ・利子、収入などの取扱</p>

23：収入の取扱

科学研究費補助金取扱規程		科学研究費補助金の有無（有の場合に記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	
4-3 研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを文部科学大臣に返還しなければならない。	4-3 研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。	その他のルールについては、「補助条件」を参照してください ・ 利子、収入などの取扱

24：間接経費の譲渡

科学研究費補助金取扱規程		科学研究費補助金の有無（有の場合に記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	
5-1 研究代表者は、補助金受領後速やかに、間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならない。研究代表者が、所属する研究機関を変更した場合も、同様とする。	(記載なし)	<p><間接経費の使用例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費(研究代表者・研究分担者の人件費として使うことも、禁止されていません) ・ 特許出願費用、弁理士費用、審査請求費用など ・ 施設設備費(整備、維持、管理のための経費) ・ 図書館費(整備、維持、管理のための経費) ・ 広報費

25：所属する研究機関の変更時等の取扱

科学研究費補助金取扱規程			科研究費ハンドブックでの記載の有無（有の場合は記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）		
5-2 前項の譲渡においては、研究代表者が、所属する研究機関を変更する場合、補助事業を廃止する場合、又は異なる研究機関の研究分担者に研究代表者を交替する場合であって、直接経費に残額がある場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を研究代表者に返還する旨の条件を附さなければならない。	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)

26：間接経費の返還

科学研究費補助金取扱規程			科研究費ハンドブックでの記載の有無（有の場合は記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）		
5-3 研究代表者が、所属する研究機関を変更しようとする場合において、新たに所属することとなる研究機関が間接経費を受け入れない場合には、研究代表者は、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の間接経費を返還しなければならない。研究代表者が、異なる研究機関の研究分担者に研究代表者を交替しようとする場合において、当該研究機関が間接経費を受け入れない場合も、同様とする（申請を行うのは、交替前の研究代表者）。	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)

27：間接経費の追加

科学研究費補助金取扱規程			科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）		
5-4 間接経費を受け入れない研究機関に所属する研究代表者が、所属する研究機関を変更した場合又は異なる研究機関の研究分担者に研究代表者を交替した場合において、新たに間接経費の交付を受けようとする場合には、研究代表者は、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)

28：実績報告書の提出期限

科学研究費補助金取扱規程		科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	
<p>6-1 研究代表者は、補助事業の完了又は廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（研究分担者に分担金を配分した研究代表者にあつては、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」及び様式C-7-2「研究組織登録票」）により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。</p>	<p>5-1 研究代表者は、補助事業の完了又は廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。</p>	<p>○「補助金使用の実績報告」を行う義務があります 研究を完了したときや、年度が終了したとき（研究期間が翌年度まで延長された場合）には、所定の様式により「補助金使用の実績報告」を行ってください</p>

29： 翌年度における補助金の使用を行った場合の実績報告書の提出

科学研究費補助金取扱規程		科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	
<p>6-2 「2-3」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度における補助金の使用を行った場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-17「実績報告書（収支決算報告書（2）」により、文部科学大臣に実績報告を行うとともに、補助事業の完了又は廃止の後において、前項の実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトでき、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。</p>	<p>5-2 「2-3」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度における補助金の使用を行った場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-17「実績報告書（収支決算報告書（2）」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、補助事業の完了又は廃止の後において、前項の実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトでき、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。</p>	<p>(記載なし)</p>

30：「特別推進研究」及び「特別研究促進費」に係る研究成果報告書等の提出

科学研究費補助金取扱規程		科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	
<p>7-1 「特別推進研究」及び「特別研究促進費」の研究代表者は、補助金により実施した研究の成果について、様式C-18「研究成果報告書」を国立国会図書館関西館に、また様式C-19「研究成果報告書概要」及び様式C-20「研究成果報告書概要（英文版）」を文部科学省に、それぞれ研究計画の最終年度の翌年度の6月20日から6月30日までの間に提出しなければならぬ。ただし、上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-21「研究経過報告書」を文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに（原則として1年内。）、上記報告書をそれぞれ国立国会図書館関西館又は文部科学省に提出しなければならない。</p> <p>7-2 研究代表者は、研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退することとなった最終年度に当たるとなる研究課題の研究の成果については、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、様式C-18「研究成果報告書」を国立国会図書館関西館に、また様式C-19「研究成果報告書概要」及び様式C-20「研究成果報告書概要（英文版）」を文部科学省に、それぞれ提出しなければならない（提出期限は、原則として辞退することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）。</p>	<p>（記載なし）</p>	<p>「研究成果の報告」もしてください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の成果についても、所定の様式により、「研究成果報告書」を提出してください（一部の研究種目を除きます） ・特許権取得のために一時的に研究成果の公表を差し控えたい場合など、所定の期日までに「研究成果報告書」を提出できない場合には、「研究経過報告書」を提出してください ・研究の成果を独自に発表されるときは、科研費による研究の成果であることを表示するとともに、所定の様式により、報告を行ってください <p>（特許権を取得したときも同様です）</p>

31：「特定領域研究」に係る研究成果報告書の提出

文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	科学研究費補助金取扱規程 学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
<p>7-3 領域代表者は、研究領域の研究期間終了後、研究領域内の各研究課題（公募研究を含む。）の補助事業の成果を取りまとめた上で、研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月20日から6月30日までの間に、様式C-18「研究成果報告書を国立国会図書館西館にまた計画研究に係る様式C-19「研」、研究成果報告書概要」、様式C-20「研究成果報告書概要（英文版）」及び様式C-22「研究成果報告書提出届」の各様式を文部科学省に、それぞれ提出しなければならぬ。ただし、上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第やかに、上記報告書等をそれぞれ国立国会図書館西館又は文部科学省に提出しなければならない。</p>	<p>（記載なし）</p>	<p>「研究成果の報告」もしてください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果について、所定の様式により、「研究成果報告書」を提出してください（一部の研究種目を除きます） ・特許権取得のために一時的に研究成果の公表を差し控えたい場合など、所定の期日までに「研究成果報告書」を提出できない場合には、「研究経過報告書」を提出してください ・研究の成果を独自に発表されるときは、科研費による研究成果であることを表示するとともに、所定の様式により、報告を行ってください（特許権を取得したときも同様です）

32：研究成果発表表における表示義務

科学研究費補助金取扱規程		科学研究費補助金取扱規程 学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	科学研究費補助金取扱規程 学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）			
8-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合に、科学研究費補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならぬ。	6-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、科学研究費補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならぬ。	研究の成果を独自に発表されるときは、科研費による研究の成果であることを表示するとともに、所定の様式により、報告を行ってください(特許権を取得したときも同様です)		

33：研究成果発表の報告

科学研究費補助金取扱規程		科学研究費補助金取扱規程 学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	科学研究費補助金取扱規程 学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	科研費ハンドブックでの記載の有無（有の場合には記載内容）
文科省研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）	学振研究者使用ルール（補助条件） （平成18年度）			
8-2 研究代表者は、補助事業の成果について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は特許を取得した場合には、その都度、様式C-24「研究成果発表報告書」又は様式C-25「新聞掲載等報告書」により、 文部科学省 に報告しなければならない。	6-2 研究代表者は、補助事業の成果について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は特許を取得した場合には、その都度、様式C-24「研究成果発表報告書」又は様式C-25「新聞掲載等報告書」により、 日本学術振興会 に報告しなければならない。	研究の成果を独自に発表されるときは、科研費による研究の成果であることを表示するとともに、所定の様式により、報告を行ってください(特許権を取得したときも同様です)		

34：生命倫理・安全対策等の遵守

科学研究費補助金取扱規程		科研費ハンドブックでの記載の有無 (有の場合に記載内容)
文科省研究者使用ルール (補助条件) (平成18年度)	学振研究者使用ルール (補助条件) (平成18年度)	
9-1 研究代表者及び研究分担者が行う研究計画に、社会的コンセンサスが必要とされている研究、生命倫理・安全対策に對する取組が必要とされている研究など関連する法令等を遵守しなければ行いうことができない研究を含む場合には、研究代表者及び研究分担者は、当該研究を、関連する法令等に基づき実施しなければならない。	7-1 研究代表者及び研究分担者が行う研究計画に、社会的コンセンサスが必要とされている研究、生命倫理・安全対策に對する取組が必要とされている研究など関連する法令等を遵守しなければ行いうことができないう研究を含む場合には、研究代表者及び研究分担者は、当該研究を、関連する法令等に基づき実施しなければならない。	(記載なし)

35：関係書類の整理・保管

科学研究費補助金取扱規程		科研費ハンドブックでの記載の有無 (有の場合に記載内容)
文科省研究者使用ルール (補助条件) (平成18年度)	学振研究者使用ルール (補助条件) (平成18年度)	
9-2 研究代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。	7-2 研究代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。	(記載なし)

資料3 厚生労働科学研究費補助金取扱規程 逐条解説